

所管部課	企画財政部企画政策課		部長	神山 尚	
件名	東大和市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する寄附取扱要綱について			区分	1 審議事項 ○ 2 報告事項
	関係事項	条例規則			
	部課機関	総務部総務管財課			
<p>1. 要 旨</p> <p>市では、令和4年11月11日付けで地域再生計画について内閣府の認定を受けた。このことにより、法人が、この地域再生計画に定めるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った場合には、法人関係税が最大で9割軽減される課税の特例が適用される。</p> <p>この法人に対する特例（企業版ふるさと納税）による寄附を活用するため、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する法人からの寄附の取扱に関して必要な事項を定めるために要綱を制定する。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 寄附の種類は、原則現金とする。ただし、物品による寄附が当該まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に欠かせないと認めるときは、物品による寄附ができるものとする。 ② 寄附の受領に当たっての確認事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 寄附の額が一の寄附ごとに10万円以上であること。 イ 主たる事務所又は事業所が東大和市の区域内に存する法人からの寄附でないこと。など ③ 寄附を行った法人の名称等の公表。ただし、寄附を行った法人がその名称等の公表を希望しない場合には、公表しない。 ④ 寄附を行う法人に対する利益供与の禁止 ⑤ その他必要な様式などを規定 ⑥ 施行日は市長決裁日 <p>(2) 影響及び効果</p> <p>企業版ふるさと納税による寄附を活用するに当たって、要綱の制定によりその取扱が明確になる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和4年11月11日 地域再生法に基づき内閣府による地域再生計画（計画期間：認定日から令和7年3月31日まで）の認定</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、市長決裁により要綱を制定する。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。